

道しるべ



裁判所は事実審理に応じなければならない

共同代表 水戸 喜世子

子どもは だれひとり 原発を選んでいない。その子どもが問答無用で手術台上に載せられ、本来なら成長ホルモンを促し続けるはずの甲状腺を切り取られていく。その数すでに 104 人（うち 103 人は甲状腺がんと確定した）。検査を受けた子ども、3000 人に一人の割合だ。その子らは一生涯薬を手放せなくなる。

（36 万人の検査が終了。いま 2 順目が始まっている。小児甲状腺がんは、癌研究センターのがん統計によれば 1998 年から 2007 年までの 10 年間の 0～19 歳の統計では 100 万人に 2,1 人の割合）

福島のすべての子どもが甲状腺がんにとどまらず、さまざまな被ばくによる健康障害と闘いつづけなければならない状況におかれている。大人の社会の繁栄の生贄として幼い子供を差し出す社会とは、いったいどんな社会であろうか。

子どもによる沈黙の告発、親の一見静かな、底知れぬ怒りが口火となり始まった「子ども脱被ばく裁判」提訴はいよいよ 6 月 23 日福島地裁で第 1 回目を迎えた。「私たちが毎日通う学校は本当に安全な場所ですか？」という子供の問いに、裁判所は、まっすぐ向き合って、答えねばならないだろう。

大飯判決・高浜仮処分決定を出した樋口裁判長は「・・・福島原発事故の後において、この判断（具体的危険性の有無のこと）を避けることは、裁判所に課せられたもっとも重要な責務を放棄するに等しい。」と裁判所自らの責務を明らかにした。子どもの目をまっすぐに見て、事実審理に入るとは、「司法」の責務にとどまらず、大人として、最低限の罪なき子どもへの責務である。

全国の皆さんの心からのご支援をお願いします。

子ども脱被ばく裁判第 1 回口頭弁論期日報告

弁護団長 井戸 謙一

福島地裁で、6 月 23 日午後 2 時から進行協議期日、午後 3 時から口頭弁論期日が開かれました。

この日まで、被告側から答弁書が出揃っていました。その内容を一言でいえば、子ども人権裁判の被告たち（地元市町村）は、門前払い却下を求めるもの、親子裁判の被告たち（国・福島県）は、その責任を全面的に争うものでした。福島県が、県内で多発している小児甲状腺ガンと放射能との因果関係について「ない」と言い切ったことが注目されました。



地元市町村が門前払い却下を求めるのは、原告の請求には「訴訟要件」が備わっていないこと、具体的には、「原告のいう『安全な地域』が特定されていない」「請求が認容されても被告である地元市町村が一義的な義務を負うものではない」というのが理由です。しかし、私たちは、「安全な地域」とは、「追加実効線量が年 0.3 ミリシーベルト以下の地域」と特定しています。原告の請求が認められれば、地元市町村は、「安全な地域」で教育活動をする義務を負うこととなります。

進行協議期日では、裁判長は、双方に対し、この問題についてさらに議論することを求め、その後、速やかに裁判所としての判断を示すと言いました。したがって、早ければ、次々回期日にも裁判所が「訴訟要件」の有無について判決する可能性が出てきました。「訴訟要件がある」という判断であれば、更に審理が続きますが、「訴訟要件がない」という判断であれば、子ども人権裁判は「却下」で終わることとなります。今後、「却下」させないための取り組みをしなくてはなりません。

口頭弁論期日では、原告お二人の意見陳述がありました。裁判長は、下を向いて、原告と視線を合わせませんでした。左陪席裁判官（向かって左に座っている一番若い裁判官）は、真剣な表情で原告の陳述を聞いていました。裁判官に対しては、書面を読ませるだけでなく、原告の怒り、苦しみを、原告の生の声で伝えることが大切です。口頭弁論のたびに、2 名程度の原告の意見陳述を実施することを裁判所が認めましたので、これからも原告の意見陳述を続けたいと思います。

■ 第一回口頭弁論・原告意見陳述

◆ 長谷川克己（静岡県富士宮市）

私は、福島原発事故後、5ヶ月が経った2011年8月に、福島県郡山市から家族3人で、自主的に静岡県富士宮市に避難した長谷川克己と申します。

避難した当時は、妊娠中の妻と5歳の長男の3人家族でしたが、翌年に長女が生まれ、現在は、家族4人で避難先の静岡県で生活しております。

私は、このたび、子ども脱被ばく裁判の「親子裁判」に、9歳になった長男と共に原告として参加致しました。

私たち親子が、この裁判の原告になった理由は、一言で申せば、「このまま、この理不尽に屈するわけにはいかない」という思いからであります。

原発事故から4年余りの間、日本政府、福島県行政が行ってきた対応の数々は、私にとっては、理不尽の連続でありました。

「原発事故直後、多くの諸外国が、原発から80キロ圏内の住民に避難指示を出したのに、なぜ日本政府は、30キロ圏内に留めたのか？」

「なぜ、日本政府は、原発事故から間もなくして、法律に定めていた国民の追加被ばく線量・年間1ミリシーベルトの敷居値を20倍に引き上げたのか？」

「なぜ、日本政府は、予防原則に基づき、子どもや妊婦は、放射線量の低い地域へ避難させるとの処置をとってくれなかったのか？」

「なぜ、日本政府は、今も事故前よりも明らかに高い放射線量の地域に帰還を促すのか？」

その他にも、数々の「なぜ」が私の頭の中を巡ります。

振り返れば、私がまだ福島に在住していたころ、ネット通販で手に入れたガイガーカウンターを片手に、福島県内、県外の至る所の放射線量を、昼も夜もなく妻と共に測って廻りました。

妻の妊娠がわかってからは、一人で出かけ、帰ってから結果を報告するようになりました。

夜を徹して、何度も何度も話し合いました。

そして、一つの決断にたどり着きました。

「もう、この国の政府、福島県行政を信じない。自分の子は自分達で守る。」という決断でした。

守ってくれるはずだと疑いもしなかった国に、ふるさとの行政に、諦めをつけるのは、辛い決断でした。

今まで、この国に生きることを、この地に生きることを、真剣に考えて来なかった報いだと思いました。

子どもに申し訳ないと思いました。

しかし、そう決断してからは、黙々とこの地を離れる準備に取り掛かりました。

創業から、長年、取締役として勤めあげた、愛着深い会社を退職する準備。

親御さんたちと力を合わせて、除染活動をするはずだった、子どもの幼稚園のPTA会長の辞任。

親しい知人や親戚へ、この地を離れることの告知。

政府や福島県行政がキャンペーン運動のように復興を謳いはじめ、その機運が盛り上がりつつある中でしたので、時には周囲の人に怪訝な顔で見られたり、後ろ指をさされていることも承知でした。

しかし、「この子は、自分達で守る」、そう決めれば何てことのないことでした。

ただ、返す返す悔しいことは、

「本当は、この地に暮らす子どもや妊婦だけでも、一時避難をするべきなのではないか？」

「それは、政府が行うべきことなのではないか？」

「本来、私達が後ろ指を差されるべきことではないのではないか？」

ということでした。

そして、原発事故からちょうど5ヶ月が経った2011年8月11日の朝、私達家族は、ふるさと郡山をあとにしました。

本当は、前の日の夜に出るはずだったのですが、辺りが暗くなる中で出かけるのは「夜逃げみたいで悔しい」と思い直し、翌朝にしました。

我が家から 100 メートルほどのところにあった妻の実家に立ち寄り、最後の別れを告げ、いよいよ車を動かし始めた時、当時まだ 5 歳の長男が、
「ばあば、さようなら！」「じいじ、さようなら！」「さようなら！」「さようなら！」「さよなら！」と何度も何度も叫び声をあげました。
その時、私は「このままでは絶対に終わらせない。この理不尽に必ずけじめをつけてみせる。」との思いを改めて心に刻みました。

勿論、このとてつもない大事故には、私などでは知り得ないこと、そうするしか方法のなかったこと、いろいろな事実があったのだろうとは推察いたします。
しかしながら、日本政府が、福島県行政が、この 4 年間をかけて行ってきたことは、私達に対して、まるで「被曝など無かった」「原発事故はコントロールされている」と錯覚させるような所業であります。

このことに対して改めて、ここで強く申し上げたいことがあります。
それは、「この被曝を」、「この原発事故を」、無かったことにしたいのは、本当は私達のほうだということです。

「4 年前の 3 月 12 日以降、子ども達の頭上に、大量の放射能が降り注いだことを、無かったことにしたい・・・。」

「自分の判断が悪かったことで、わが子に大量の被曝をさせてしまったことを、無かったことにしたい・・・。」

「住み慣れた、愛すべきふるさとが、放射性物質で汚されたことを、無かったことにしたい・・・。」

「この先、子ども達に健康被害が発生するかもしれないなどという未来など、訪れるはずもない・・・。」

そう、この原発事故を無かったことにしたいのは、私たち市民であり、母親であり、父親であります。

しかし、過ぎ去った過去を変えられるはずもないのであれば、この現実に目をそむけずに直視し、真実を明らかにし、今からでも行える最善の処置を施していくことが、子どもの親として、この時代に生きる大人として、私に出来るせめてもの罪滅ぼしであり、責任であると考えています。

「声を挙げれば、波風が立つ」

このことも、この 4 年間で十分に承知のことです。

ただ、それでも、やらなければならないことがあると思っております。

最後になりましたが、原発事故から 2 年経った頃、わが子がまだ、長男 7 歳と長女 1 歳のときに、子どもと遊ぶ中で作った詩を拝読させていただき、私の口頭弁論を終わらせていただきます。

「発展」

屋下がり、傍らで息子と娘が戯れる。

「アー、アー、アー」と笑いながら近寄る妹をあやすお兄ちゃん。

「お兄ちゃんのこと大好きなんだよね。」

誇らしそうにお兄ちゃん。

放射能は、この子たちの体をもう冒しはじめているのだろうか？

体の中に入ってしまったのだろうか？

全部貰ってあげる方法はないのだろうか？

見知らぬ大人たちは、この子たちを置き去りに、どんな発展を目指しているのだろうか？

お父さんとお母さんが、ずっと守ってあげるからね。

先に死んでしまっても、ずっとずっと守ってあげるからね。

◆M. M (福島市)

まずは、このような機会を与えていただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

私は、中学校3年生の男の子、小学校5年生の女の子の2児の母親です。福島原発事故前から、夫と子どもたち4人で、福島市大森で生活していました。

これまで、心の中に、東日本大震災や福島原発事故当時を振り返ることを拒む私が存在していました。そのため、事故当時を振り返ることには消極的でしたが、この意見陳述を機会に、つらく、苦しいながらも、じっくりと、冷静に、当時を振り返ることにしました。

まず、思い浮かんだのは、原発事故前の、子どもたちと一緒に自然と触れ合った楽しい思い出の日々です。わが家では、原発事故前までは、子どもたちと、庭先に咲くサルビアの蜜を吸ったり、クローバー探しをしたり、そして、私の実家がある川俣町で、自然とたわむれる時間を大切に過ごしてきました。また、私の実家の畑で取れたお米や野菜などが大好物でした。

しかし、福島原発事故でそれらすべてが奪われました。子どもたちは、放射線を恐れ、今なお、庭先で遊ぶことはなく、サルビアの花が咲き誇っていても、決して触れようとしません。さらに、川俣町でのあの自然あふれた中での外遊びも怖がり、また、私の実家の畑で取れたお米や野菜を食べることを拒み続けています。

息子は、事故後2～3ヶ月をピークに、大量の鼻出血をみるようになりました。就寝中などに、突如大量の鼻出血、それも、これまでみたことがないような量で、顔を洗いに行った息子は洗面台で倒れ、こぶを作る事もしばしばありました。さらに、事故後まもない頃から、原因不明の湿疹に悩まされ、喘息も悪化したため、血液検査を受けたところ、白血球数の減少を指摘されました。当時5年生の息子は、放射能が怖いと、外の物に触れる事を嫌がり怯えていましたが、県外への保養に出かけると、わずか数日で、これらの症状が劇的に改善しました。そして、この湿疹は、我が家の庭先での短時間の外遊びですら発現したことから、私たちは、息子の体を介して放射性物質を垣間見たような、そのような恐怖感に襲われました。

そのため、山形県天童市に母子での自主避難を試みました。しかし、周囲の心ない嫌がらせに遭い、怖くなって移住することは出来ませんでした。その後、京都に避難をしようとしたのですが、1度借り上げ住宅の制度を利用した人は、2度とは利用出来ない事実を知り愕然としました。夫と二重生活になるのですから、せめて住居費の支援がなければ、移住生活は成り立ちません。何よりも、経済的な側面から、私と子どもたちは移住を断念せざるを得ませんでした。

思い返せば、原発事故の頃、国や福島県は、私たちに、直ちに健康に影響はない、除染することで安全に住める、そのため避難の必要はないと説明し、事故後一月も経たない4月6日から新学期の授業年度をスタートさせました。しかし、実際はどうだったのでしょうか。

放射性物質の拡散を予測するスピーディーのデータを知らせず、メルトダウンの事実をまでも隠し、私たちには本当の事実を知らせませんでした。その一方で、福島県立医大の関係者のみが“安定ヨウ素剤”を服用するという信じがたい事実まで明るみに出ています。

また、除染は遅々として進まず、我が家やその周辺の除染は、未だ行なわれていません。さらに、除染で生じた土砂などが、住宅地の庭先で保管されている光景があちこちで見られます。

県民健康調査では、小児甲状腺がんやその疑いと診断された子どもたちが120人にも上り、リンパ節や肺に転移している子どもたちも少なくないと報道されています。つまり、県内には、唐突に小児甲状腺がんと診断され、苦悩している子どもたちが、少なくとも120人も存在するのです。

子どもだけでも避難させるべきであったことは、今となっては誰でもが確信していることでしょうか。ところが、国や福島県は、子どもの命の安全よりも、社会の混乱や経済の損失を恐れ、本当の事実を知らせてくれませんでした。子どもたちが、国策により被ばくさせられたと思っているのは私だけでしょうか。

いま、子どもたちは、放射性物質に取り囲まれて生活しています。そのため、外遊びすらも満足にできず、健康被害どころか、心身の健全な発育までも心配されています。

果たして、このような生活環境が許されるのでしょうか、そして、子どもたちに、このような生活環境をいつまで強いなければならないのでしょうか。

子どもたちには、健全な環境で生活する権利があり、それは絶対に保障されなければなりません。それを守る責任が、私たち大人に課せられています。そして、それは行政の責任でもあると思います。私たちは、親として、今の時代に生きる一人の大人として、子どもたちを被ばくから守らなければなりません。

福島地方裁判所におかれましては、福島の子どもの置かれている現状を直視していただき、子どもたちを被ばくから守っていただきたく、心よりお願い申し上げます。

ありがとうございました。

6.23 アクションプログラム報告

共同代表 片岡 輝美

記念すべき第1回口頭弁論を迎えるにあたり、その前後に「学びと交流」を目的にアクションプログラムが行われました。当日は、午前11時、第1部ランチセッション「どう考える？子どもたちの被ばく線量」からスタート。講師である小澤洋一さん（南相馬・避難勧奨地域の会）から放射線量測定の継続は事実の積み上げであり、それが真実を見極め、生命を守る術になっていくことを教えていただきました。

昼食を挟み、正午過ぎには第2部決起集会を開会。冒頭、原告・支援者・弁護士の紹介があり、原告の決意によってこの裁判は誕生し、弁護士の熱意と支援者の支えによってこの日を迎えられたことを、共に喜び合いました。連帯の力強い挨拶を武藤類子さん（原発事故被害者団体連絡会・ひだんれん）、人見やよいさん（原発いらない福島の女たち）、坂本建さん（南相馬・

避難勧奨地域の会支援者) からいただき、人権回復を目指し原発事故責任を追及する原告諸団体と繋がる心強さを実感しました。

いよいよ地裁へ出発する時間が迫り、やや緊張した面持ちの井戸謙一弁護士長から、国や県、地方行政を相手取り生命を守る裁判を始める熱い思いが伝えられ、ふたりの原告が決意表明を行いました。普通の市民が原告となる苦悩、しかし我が子に降りかかった放射能被害や抱え込まされた不安を親として見過ごすわけにはいかないとの決心から裁判につながったこと、原告や支援者の区別なく私たちは「原発事故被害当事者」として共に闘おうとのメッセージがありました。誰もが悔しさと希望を共有し、裁判に臨む気持ちを強くした時でした。人見さんのリードで「ともに立ち上がろう！ともに声を挙げよう！命を守るぞ！」との力強いシュプレヒコールを行い、さあ、裁判所へ！

福島地裁前は、私が到着した頃には支援者たちが沿道一杯になっていました。森園和重さんの司会により、20名近い支援者が第3部となるリレートークを行い、激励の拍手と声援と共に弁護団と陳述人を地裁へ見送りました。

アクションプログラム第4部は記者会見と裁判報告集会。8社の記者が参加し弁護団と活発な質疑応答があり、裁判報告集会では原告・弁護団・支援者が膝を交え、特に今後の裁判の方向性の確認や支援方法の熱心な意見交換が行われました。この日、アクションプログラム参加者は県内や関東、関西から駆けつけた62名。さらなる裁判支援を約束して、それぞれの帰途に着きました。

■原告・支援者の声

◆A. Y (郡山市)

2011年3月11日に起きた東日本大震災、あの日から4年4ヶ月が、そして私たち親子が離れて暮らす様になってから2年4ヶ月が過ぎました。

私の息子は、中学卒業時に単独避難を決意し、今は札幌で生活しています。

今回原告になりましたが、まさか自分が原告になるなんて思っていませんでした。正直、誰かがやってくれるものだと思っていました。

しかし、誰かは誰でもなくて…被害を受けながら被曝しながら福島に居る当事者の自分自身なんだと思い、当事者が声を上げないと！と思いました。その声は切実で現実だと思います。

被ばくを気にしながらの生活は、原発事故前の日常ではなく、毎日が非日常を送っているのです。この裁判は、福島県に住む県民全てに原告になれる権利のある裁判だと思い、原告になりました。一人じゃ出来ないことも、同じ思いを感じている沢山の人たちと共に主張していきたいと思います。

◆M. S (福島市)

私たちは、皆さんと同じ普通のお父さん、お母さんです。子ども達を守るために、裁判などしたことも無い私たちですが、立ち上がりました。

子ども達には、何の罪もありません。事故直後の国や県の不適切過ぎる対応で子ども達が余計にひばくした事。そして、小児甲状腺ガンやその疑いと診断された子ども達が、もう、127名もいること、更に増加しています。

また、事故後4年半を過ぎた今でも私たちの住んでいる周りにはホットスポットがあちこちに有ります。このような生活環境で、私たちの大切な子ども達が生活し、学び、そして遊ばなければならないのでしょうか。

私たちは、親としてこのような現状を黙って見ている訳にはいきません。子どもを守るのは、親の責任です。命と健康より大切なものはありません。

この裁判は長い戦いになるかと思いますが、でも、私たちは負けません。皆さんのご協力、ご支援を頂きながら頑張りたいと思います。どうぞ、よろしく願い致します。

■支援団体報告

子ども脱被ばく裁判・支える会ふくしま

武本 泰

今年5月31日に、郡山市で第2回・子どもと大人で学ぶ放射線学習会に合わせて、県内原告と支援者のつどいを開催しました。学習会では、ママレボ編集部・一般社団法人子どもたちの健康と未来を守るプロジェクトの吉田千亜さんによる講演「ホットスポットを見極めて子どもの被ばくを防ごう！」が行われました。講演の中で、「ホットスポットファインダー（放射線測定器）」を用いて、子どもたちの生活環境、中でも通学路の測定結果からホットスポットの見極め方などについて説明がありました。

県内原告と支援者のつどいでは、弁護団の光前幸一弁護士も交えて、現状報告と裁判への思いが話されました。その後、意見交換が行われ、全会一致で「子ども脱被ばく裁判・1)支える会ふくしま」の設立を決定し、宣言文が採択されました。

なお、「子ども脱被ばく裁判・支える会ふくしま」のブログは、<http://datsuhibaku.blogspot.jp> です。



東京からの6, 23裁判応援行動の報告

6, 23第一回口頭弁論の日、東京支援者のバス参加者は22人でした。福島駅前にて子ども脱びばく裁判リーフレット、「子ども脱びばく裁判・本日開催」チラシとメッセージ付きハート風船配布の(各300枚)反応は上々。バス停までミニパレードも道行く人の注目を集め、そして、裁判傍聴出来なかった仲間と共に地裁周辺を歩いてアピール。市役所前では郡山の黒田さん渾身の訴えに市職員も耳傾けていた。

渋谷や銀座など東京の活動よりもチラシの受け取りや反応は良く、原告の陳述、発言は人を感動させ、動かす力があるとの感想で充実した1日でした。

<ランチセッション参加報告・栗原さん>

ランチセッション参加のため11時まえに会場入りしちょうど入口受付にいらした原告の方たちとお会いしました。「いよいよ裁判が始まる」といったピンと張った空気と原告の方の「静かな意志」を感じさせるキリッとした表情に接して「一緒に裁判に臨もう」という気持ちが生れました。セッション開始後、水戸喜世子共同代表から「この裁判は子どもがしっかり見ている」というお話があり、会場支援者の気持ちが引き締まったようでした。

「子どもの見ている裁判」始まる

福島の法廷で聞いた原告の父母の訴えは、何ものにも代え難い裁判の柱であり、それがこのように福島の法廷で述べられたことは歴史的な転換点と感じました。「怖がっている、泣いている、怒っている」という言葉通り、理不尽なことに対し、人間としての当たり前前を声を発すること、それが始まったのです。原告の皆さん本当にありがとう！私が聞いたその言葉を人に伝えたい。

原発事故、放射能汚染、被ばくを最もなかったことにしたいのは私たちの方なんです。大丈夫だ、それほどのことではないと思いたい。しかしそれはできない。起きてしまったことを直視し、何よりも子どものいのちを守ることに全力を尽くすことが、せめてもの罪滅ぼしであり、大人の責任なんです。これは日本で受けとめて行かなければならない言葉で感じました。西日本 Wake up!

ふくしま集団疎開裁判の会 宮口高枝

支える会・西日本事務局 後藤由美子



2015.4.11 西日本原告団・支える会立ち上げ集会の様子
井戸弁護士長講演

事務局からのお知らせ

① 署名、ハガキ送付についてのご協力をお願い

福島地方裁判所に宛てて、原告の思いに正面から向き合い、丁寧且つ慎重で、公正な審議・判決を行ってくださるよう、署名と要請はがきの送付を実施中です。全国のみなさまの応援を心よりお願い致します。署名用紙やハガキをご希望の方は、当会代表メールアドレスか、代表電話番号までご連絡ください。

② 次回口頭弁論期日について

第2回口頭弁論は今年9月10日(木曜日)の15時から、前回同様に、福島地方裁判所(福島市)で開かれます。開廷の30~60分前頃から一般傍聴の抽選が行なわれると思われまますので、一般傍聴をご希望の方は、ご注意ください。

③ 寄付、カンパのご協力をお願い

当会への寄付、カンパは、全国各地に分散する原告や弁護団が、裁判に駆けつけるための交通費・活動費に使わせていただきます。振込み口座は下記の通りです。なお、子ども脱被ばく裁判の会の口座へカンパを振り込んでいただいた方へは、原告の会より領収書(はがき)を送らせていただきます。

ゆうちょ銀行 口座名義人 子ども脱被ばく裁判の会
当座預金 記号02230-6 口座番号0138810

④ 事務局へのお問い合わせ

子ども脱被ばく裁判の会へのお問い合わせ、ご連絡などは下記へお願いします。
代表メールアドレス kodomo2015-info@oregano.ocn.ne.jp
代表電話番号 080-5220-4979

会計報告書(2015年7月21日時点)

収入の部		支出の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
寄付収入	1,010,280	人件費	25,000
補助金収入	480,000	旅費交通費	462,780
物販収入	74,640	通信運搬費	41,518
雑収入	8	印刷費	49,272
		会議費	53,880
		備品費	3,260
		雑費	67,017
		消耗品費	27,673
小計	1,564,928	小計	730,501
差引残高			834,427

